四号」に改め、同条第四項第一号中「前項第一号の他の連結法人が同号イ」を「前項第一号イ」に、「分割前事業年度若しくは事業年度又は」を「事業年度又は」に、「自己を」を「同項第一号の他の連結法人を」に、「を行っている」を「が行われている」に改め、同号イ中「第四号又は次条第一項第二号若しくは第四号」を「第三号又は次条第一項第二号」に改め、同号ロ中「分割前事業年度若しくは」を削り、同項第二号イ中「第一項第十一号又は次条第一項第八号」を「第一項第十号又は次条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第一号イ若しくはロの被合併法人等又は」を「第一号の適格合併等又は前号の適格分割型分割の前に第一号イ若しくはロの被合併法人等若しくは」に改め、「が第一号の適格合併等又は前号の適格分割型分割の前に自己」を削り、「又は自己」を「又は当該被合併法人等若しくは他の連結法人」に、「を行っている」を「が行われている」に改め、同条第五項を削る。

第九条の二第一項中「第六号まで」を「第五号まで」に、「第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第一号中「リ及びヌ」を「リからルまで」に改め、同号ロ中「益金不算入」の下に「又は第二十五条の二（受贈益の益金不算入）を加え、「第七号」を「第六号」に改め、同号ハ及びニ中「算入されなかった」を「算入されない」に改め、同号ホ中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同号ヘ中「算入された」を「算入される」に、「トに」を「ト及びルに」に改め、「までの金額」の下に「並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額」を加え、同号ト中「個別益金額」の下に「又は個別損金額」を加え、「収益の額から個別損金額を計算する場合の同項に規定する損失の額」を「資産の同項に規定する帳簿価額から同項に規定する負債の同項に規定する帳簿価額」に改め、同号ヌ中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同号に次のように加える。

ル　個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定により譲渡損益調整資産（同条第一項に規定する譲渡損益調整資産をいう。ルにおいて同じ。）の取得価額に算入しない金額から同条第七項の規定により譲渡損益調整資産の取得価額に算入する金額を減算した金額

第九条の二第一項第二号中「前条第一項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　前条第一項第七号の規定に準じて計算した金額

第九条の二第一項第七号中「前条第一項第七号」を「前条第一項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「前条第一項第八号から第十一号まで」を「前条第一項第九号から第十二号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「前項第六号に」を「前項第四号に」に、「第四号」を「第五号」に、「次条第一項第六号」を「次条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第四号」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第九条の三中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第六号及び第七号」に改める。

第十四条の四第二項第一号ニを削る。

第十四条の六の見出しを「（連結法人の範囲）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四条の二各号列記以外の部分」の下に「（連結納税義務者）」を加え、同項第四号中「解散（合併による解散を除く。）」を「破産手続開始の決定による解散」に、「同条に規定する完全支配関係」を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。）」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第四条の二に規定する政令で定める関係は、第四条の二第二項（支配関係及び完全支配関係）中「一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）が法人」とあるのを「内国法人が他の内国法人（法第四条の二（連結納税義務者）に規定する連結除外法人を除く。）」と、「当該一の者」とあるのを「当該内国法人」と、「法人と」とあるのを「他の内国法人と」と、「二以上の法人が他の法人」とあるのを「二以上の法人が他の内国法人（法第四条の二に規定する連結除外法人を除く。）」と、「当該他の法人」とあるのを「当該他の内国法人」と読み替えた場合に完全支配関係に該当する関係とする。

第十四条の六第四項第二号中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条の七第四項中「同条に規定する完全支配関係」を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。）」に改める。

第十四条の八第三号イ中「当該特別勘定の金額が」を削り、同号ロ中「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、「又は適格分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、「金額及び」の下に「同日に」を加え、「又は分割型分割」を削り、同号ハ中「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、「又は分割承継法人」及び「又は分割型分割」を削り、同号に次のように加える。

ニ　法第四条の二に規定する内国法人との間に完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人で支配日以後二月以内に法第四条の五第二項第四号又は第五号に掲げる事実が生ずることにより当該完全支配関係を有しなくなるもの（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人を合併法人とする合併により当該完全支配関係を有しなくなるもの及び当該支配日の属する連結親法人事業年度終了の日後に当該完全支配関係を有しなくなるものを除く。）の有する当該特別勘定の金額

第十四条の八第三号を同条第四号とし、同条第二号ロ中「最初連結事業年度開始日（法第四条の二（連結納税義務者）に規定する内国法人が同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日をいう。ハ及び次号において同じ。）に同条」を「最初連結親法人事業年度開始の日に法第四条の二」に、「（当該内国法人と」を「（同条に規定する内国法人と」に改め、「（同条に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次号において同じ。）」、「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同号ハ中「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、「又は分割承継法人」及び「又は分割型分割」を削り、同号に次のように加える。

ニ　法第四条の二に規定する内国法人との間に完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人で支配日以後二月以内に法第四条の五第二項第四号又は第五号に掲げる事実が生ずることにより当該完全支配関係を有しなくなるもの（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人を合併法人とする合併により当該完全支配関係を有しなくなるもの及び当該支配日の属する連結親法人事業年度終了の日後に当該完全支配関係を有しなくなるものを除く。）の有する当該契約

第十四条の八第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十一条の十三第四項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整額（以下この号において「譲渡損益調整額」という。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ　千万円に満たないもの

ロ　最初連結親法人事業年度（法第四条の二（連結納税義務者）に規定する内国法人が同条の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間をいう。以下この条において同じ。）開始の日に法第四条の二に規定する他の内国法人（同条に規定する内国法人との間に完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この条において同じ。）があるものに限る。ロにおいて「他の内国法人」という。）が当該他の内国法人を被合併法人とする適格合併（当該内国法人及び他の内国法人のいずれにも該当しない法人を合併法人とするものであり、かつ、法第六十一条の十三第五項の規定の適用があるものに限る。）を行う場合の当該被合併法人となる他の内国法人の有する当該譲渡損益調整額及び同日に当該内国法人又は他の内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人が合併（当該内国法人及び他の内国法人のいずれにも該当しない法人を合併法人とするものに限る。）により当該内国法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合の当該保有されている他の内国法人の有する当該譲渡損益調整額